

環境基本計画策定におけるパブリックコメント結果に係る宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)での対応

番号	環境基本計画策定におけるパブリックコメント結果(平成27年10月実施)		循環計画での対応
	意見	対応方針	
1	<p>5(2) 政策2「循環型社会の形成」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の形成には、消費者意識の変革と将来ごみになる可能性のある物を根本的に出さない仕組み作りが最も重要と考えます。</li> <li>・プラスチックや資源となる紙類など分別した資源が確実にリサイクルされる仕組みの監視を厳しくするとともに、簡易包装商品を推進する企業やそうした商品を選択する消費者にインセンティブを与えるような方針を盛り込んでいただきたいと思います。</li> </ul>	<p>消費者の意識改革に繋げる施策や、廃棄物排出量削減に関する取組については20ページに記載しておりますが、より具体的な施策は現在策定作業中の「<a href="#">宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)</a>」において検討することとしています。</p> <p>なお、現在策定中の「<a href="#">宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)</a>」においても、ごみの分別については課題であると認識しており、県民、事業者、行政等により取り組んでいくものとしております。</p>	<p>・宮城県では、循環型社会の形成を目指して、現在の第1期宮城県循環型社会形成推進計画において、県民、事業者等が協力して廃棄物の減量化や各種廃棄物対策による廃棄物等の3Rを推進してまいりました。その結果、3Rに対する意識の醸成が図られてきたことにより、将来的にごみになる物を根本的に出さないような仕組みづくりも進展し、県民の行動にも反映され、ごみの排出量の減少やリサイクル率の向上等多くの成果を上げてきました。このことから、県としましては、消費者意識の変革やごみを出さない仕組み作りは重要であると考えております。</p> <p>しかし、東日本大震災による影響で生活基盤や社会基盤の多くが一変したことにより、ごみを出さないといった消費者たる県民の意識が後退し、これまで醸成されてきた取組自体が後退してしまいました。未だ県民の3Rに対する行動が戻らない中、第2期宮城県循環型社会形成推進計画では、県民の意識の変革を再始動させるべく「リスタート！みやぎの3R-リデュース・リユース・リサイクル」を基本理念に施策を展開することとしております。</p> <p>・具体には、持続可能な消費の実践を目指す消費者教育や学校教育の中での3Rに関する環境教育等を実施していくとともに、将来ごみになる可能性のある物を根本的に出さない仕組み作りのための県民、事業者をはじめとする全ての主体による排出抑制(Reduce)の取組や小型家電リサイクル制度等の各種リサイクル法に基づく取組等を推進することとしております。</p> <p>・プラスチック等の分別した資源が確実にリサイクルされる仕組みの監視強化につきましては、第3章「取組と施策」第2「廃棄物の適正処理のための県の施策」の3(9)「各種リサイクル法の適切な運用」(p.30)に盛り込み、各種リサイクル法の中で、県や法律によっては所管する国の機関と連携して監視指導を行ってまいります。</p> <p>・簡易包装商品を推進する企業やそうした商品を選択する消費者にインセンティブを与えるような方針については、第3章「取組と施策」第1「課題と各主体の取組」の課題1「ごみの分別などの環境配慮行動の推進」(p.11)、課題3「事業系ごみの3Rの推進」(p.14)や同章第2「廃棄物の適正処理のための県の施策」(3)「環境配慮経営の推進・グリーン購入の促進」(p.25)に盛り込み、グリーン購入等の環境配慮行動を推進してまいります。</p>
2	<p>5(2) 政策2「循環型社会の形成」</p> <p>ごみ分別は、まだまだ不備が見受けられるので、紙面による広報以外に自治体から地域(町内会等)へ定期的に出向いて指導することが必要に思います。もし、実施可能でしたら、そのことについて追加していただきたいと思います。</p>	<p>環境基本計画は基本的施策の方向性を記載するものですが、実際に家庭ごみの処理に当たる市町村から町内会等への定期指導実施についての今回のご意見は具体的な事業実施の御要望と考えられますので、実施主体である市町村に対して情報提供させていただきます。また、ごみの分別に係る啓発につきまして、県では「環境教育リーダー制度」(P20、P37)や地域のリサイクルシステムの整備の支援(P21)などの取組を行っております。</p> <p>なお、現在策定中の「<a href="#">宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)</a>」においても、ごみの分別については課題であると認識しており、県民、事業者、行政等により取り組んでいくものとしております。</p>	<p>・家庭ごみ処理に係る御意見については、県で実施しているワークショップ等の市町村支援事業の中で市町村に対して情報共有するとともに市町村と連携して普及啓発を推進してまいります。また、県の出前講座メニューとして「ごみを減らすための3R(スリーアール)講座【県民向け】」を設けております。</p> <p>・なお、ごみの分別については、第3章「取組と施策」第1「課題と各主体の取組」の課題1「ごみの分別などの環境配慮行動の推進」(p.11)の中で各主体の取組を掲げており、これらを推進することにより促進を図ってまいります。</p>
3	<p>5(2) 政策2「循環型社会の形成」</p> <p>「将来像を実現するための政策」のうち「政策2 循環型社会の形成」での3R推進の取組の中で、食品ロス削減に係る事業についても政策化して頂きたい。</p> <p>現在の新宮城県環境基本計画(案)では、食品廃棄物等の堆肥化等によるリサイクル推進を掲げられておりますが、食品廃棄物のうちの可食部分についての「食品ロス問題」についても「食品ロスの削減の推進」という個別的な対応目標を掲げて頂きたい。</p> <p>食品ロス削減関係省庁等連絡会議の中で、農林水産省が推計した数値によれば、事業系と一般家庭を合わせた年間の食品由来の廃棄物等(2,801万トン)のうち、642万トンが可食部分と考えられる量であったとされています。この推計等をうけ、環境省では、平成27年秋を目処に環境省「3R行動見える化ツール」に食品ロスの項目を追加する計画を進めており、平成28年度概算要求においては、都道府県又は市町村において、下記の事業を新たに実施する方向で予算要求されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品ロス削減に係る啓発活動・指導等の具体的な取組の実施</li> <li>2 当該取組の実施による廃棄物削減等の取組効果を検証するための市町村におけるごみ組成調査等を一体的に行う「食品ロス削減による環境負荷低減効果実証事業」</li> </ol> <p>国や食品関連事業者が横断的に食品ロス問題の解決に動き出している状況ですので、将来の宮城県の環境政策の指針の中で、食品由来の地域の環境資源がより有効活用される宮城県を目指す上でも食品ロス問題解決の取組について政策課題化して頂きたい。</p>	<p>食品廃棄物の発生抑制については21ページに「食品廃棄物等のリデュースとリサイクルの推進」について記述しています。また、県民及び事業者の環境配慮行動の例(P47,48)に新たに記載を追加いたします。具体的な施策については、個別計画である「<a href="#">宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)</a>」で定めることとします。</p> <p>なお、食品ロスに関する現状については、基本計画普及版においてコラムとして記載します。</p>	<p>・食品ロス問題解決のための政策課題化については、第3章「取組と施策」の第1「課題と各主体の取組」の課題6「食品廃棄物等のリサイクルの推進」(p.16)や同章第2「廃棄物の適正処理のための県の施策」の3(2)「食品廃棄物等(生ごみ含む)の3R推進」(p.28)や(9)「各種リサイクル法の適切な運用」(p.30)の中で各主体や県の施策として取組を掲げており、これらを推進することにより促進を図ってまいります。</p> <p>・具体の県の施策としては、「食品廃棄物等(生ごみ含む)の3R推進」において、食品ロス削減や食品循環資源の活用促進のための調査を行い、さらなる施策立案に繋げることや、「各種リサイクル法の適切な運用」において、食品ロスの削減の取組促進に係る普及啓発等の取組を行うこととしております。また、再生資源等有効活用推進事業等による事業者支援や環境産業コーディネーターによる地域環境資源の有効活用に対する支援について、今後とも継続的に実施してまいります。</p>